

知立市 第7期介護保険事業計画・ 第8次高齢者福祉計画

平成30年度～平成32年度



平成30年(2018年)3月
知 立 市

1

計画策定にあたって

1

計画策定の背景と目的

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成27年（2015年）10月1日現在、高齢化率は26.6%となっています（平成27年国勢調査）。知立市でも、高齢者人口は年々増加しており、今後高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

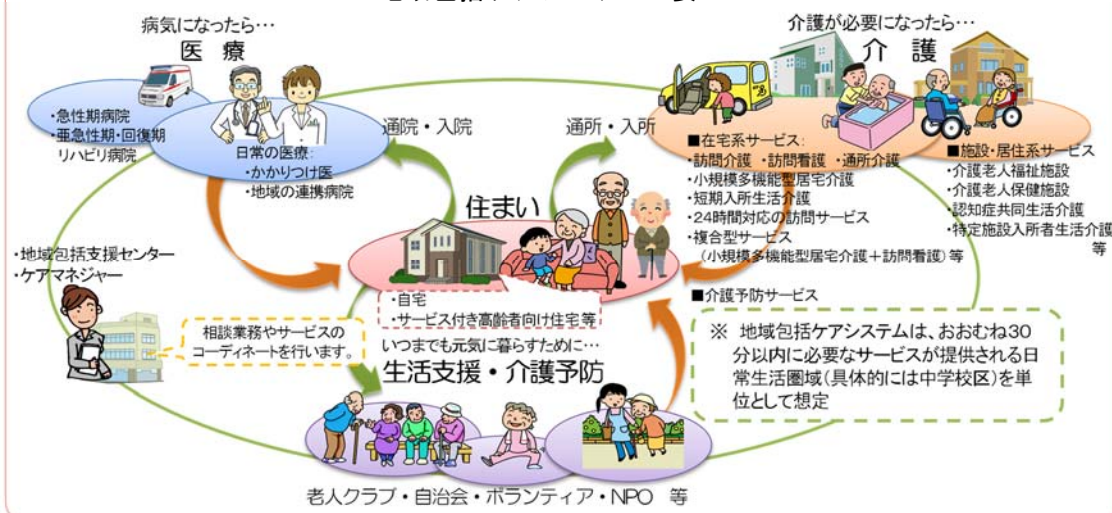
このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立支援や、要介護状態の重度化防止を図り、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」を構築することが喫緊の課題となっています。

知立市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しています。平成29年度（2017年度）には、本計画の計画期間（平成27年度～29年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））が全て75歳以上になる平成37年（2025年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

地域包括ケアシステムとは…

地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。国は、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。

地域包括ケアシステムの姿



2 計画の位置づけ

【法的位置づけ】

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

【市の上位・関連計画との位置づけ】

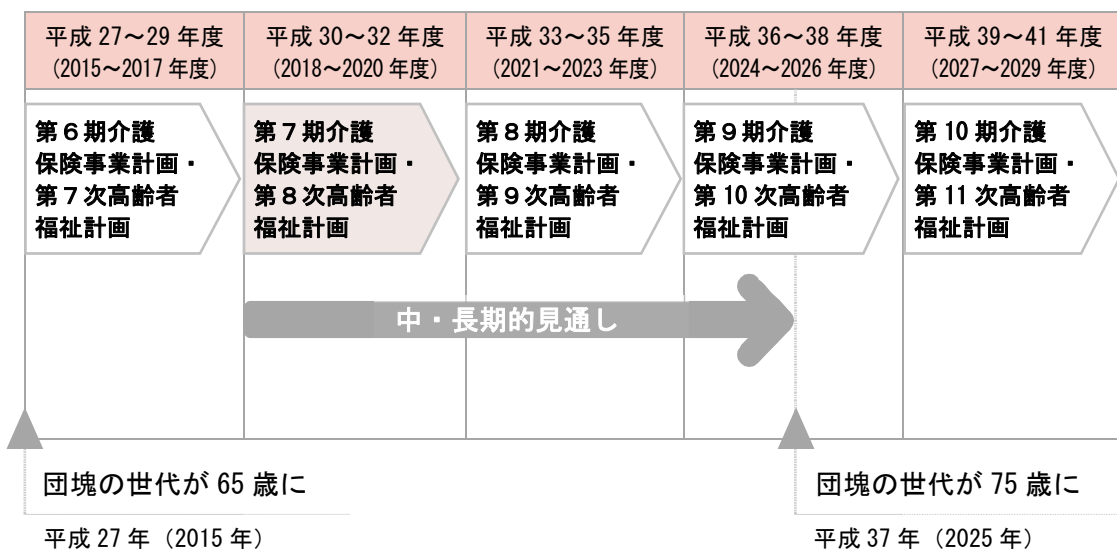
平成 27 年度（2015 年度）からの 10 年間を計画期間とする第 6 次知立市総合計画の高齢者分野として位置づけられるものです。

また、協働による地域福祉のまちづくりを推進する「知立市地域福祉計画」、「第 2 次健康知立ともだち 21 計画」、「知立市地域防災計画」等、様々な分野の計画と整合を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が全て 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）までの中・長期的な視野に立った見通しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される平成 32 年（2020 年）及び平成 37 年（2025 年）における高齢者人口などを基に、知立市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス体制の整備等、中・長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

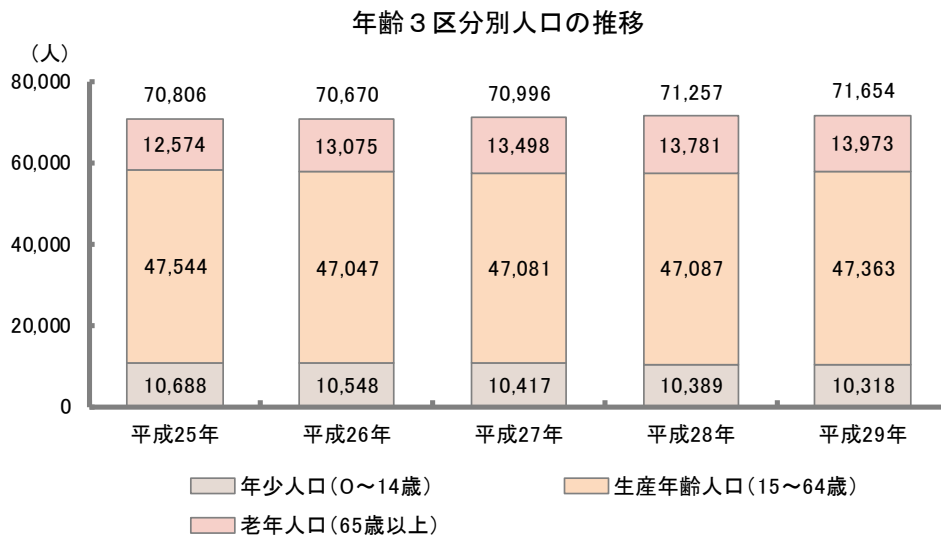




現状と今後の見通し

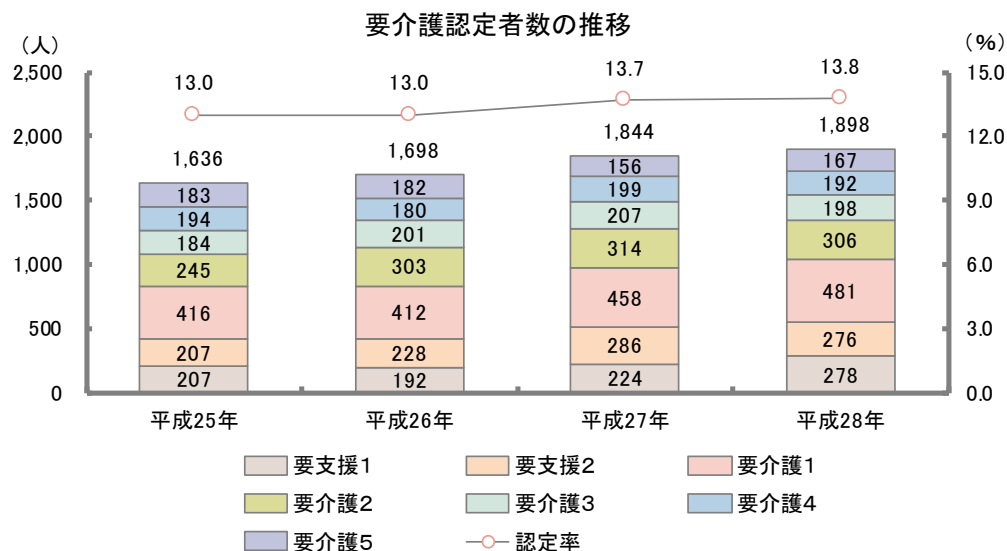
1 年齢3区分別人口・要介護認定者数の推移

総人口の推移をみると、平成 26 年以降増加を続けており、年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0～14 歳）は減少しており、老年人口（65 歳以上）は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

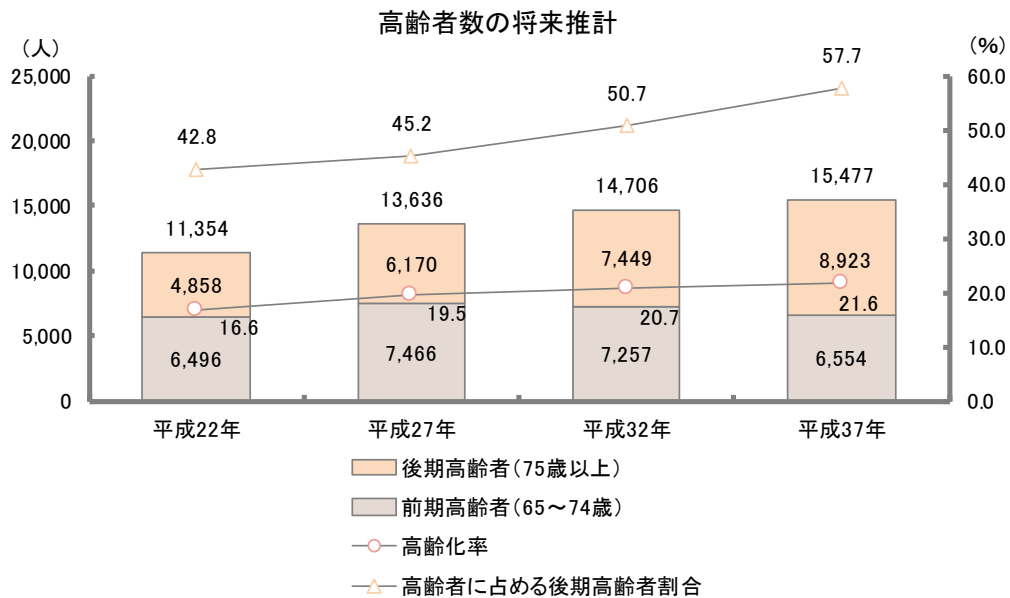
要介護認定者数の推移をみると、平成 25 年（2013 年）から年々増加傾向にあり、平成 28 年（2016 年）で 1,898 人、認定率は 13.8%となっています。要介護度別にみると、要支援 1・2、要介護 1 といった軽度の認定者が増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

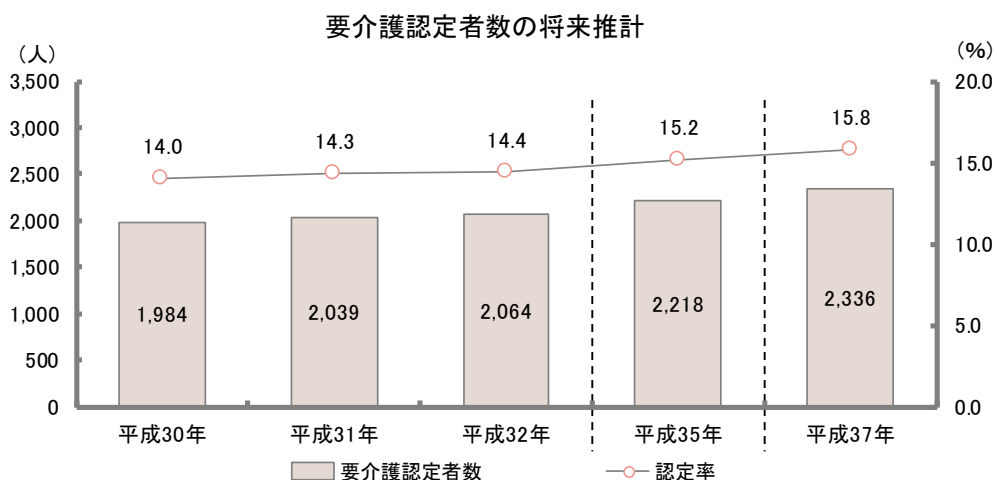
2 高齢者数・要介護認定者数の将来推計

高齢者数の推計をみると、平成32年（2020年）は14,706人で、平成37年（2025年）には15,477人となる見込みです。高齢者に占める後期高齢者割合についても増加が続き、平成37年（2025年）には57.7%に達する見込みです。



資料：知立市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略

要介護認定者数の推移は高齢者数の増加に伴い増加する見込みとなっており、平成30年（2018年）は1,984人、認定率は14.0%ですが、平成37年（2025年）は2,336人で15.8%まで増加する見込みです。



※要介護認定者数、認定率は第1号被保険者（65歳以上の人）のみ。
 ※平成30年度以降は、平成28年度の認定率をもとに、人口推計値に掛け合わせて推計しています。



基本理念・基本目標

1

計画の基本理念

平成37年（2025年）には団塊の世代が全て75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されています。こうしたなかで、急増する支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりや、すべての高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らし続けるために健康寿命の延伸や重症化予防、多様で複合的なニーズに対応できるサービス体制整備が求められています。また、サービスを受けるだけでなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

本計画においては、前計画の基本的な考え方や趣旨を今後も継続し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、計画の基本理念を「健康でいきいきと暮らせるやさしいまちをめざして」とし、知立市に暮らす高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本理念

健康でいきいきと暮らせる
やさしいまちをめざして



2 計画の基本目標

知立市の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・予防・住まい・生活支援」に加え、地域包括ケアシステムの深化と推進に向けた連携づくりを1つ加えた6つの基本目標を掲げます。



基本目標 1

地域包括ケアシステムの深化と推進

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を推進するため地域ケア会議や多職種連携会議を充実し、医療や地域の関係団体・機関等による重層的なネットワークの構築を図ります。また、市民や各関係機関、団体から意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題の把握、解決に向けて積極的に取り組めるよう地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。



基本目標 2

健康・生きがいづくり・介護予防の推進〈予防〉

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるように、心と身体での健康づくり、認知症も含めた介護予防を推進します。また、高齢者の社会参加、就業促進を図り、社会とのつながり、社会的役割をもつことによる介護予防に取り組んでいきます。



基本目標 3

在宅医療・認知症ケアの推進〈医療〉

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携をより一層進めるとともに、在宅医療の充実を図ります。また、認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症への理解の促進や地域での見守り体制の強化を図るなど、認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるように、認知症関連施策を推進します。



基本目標 4

高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。また、地域の生活支援の担い手の確保や地域資源の把握に努め、多様な支援が可能になる体制を構築します。

特に、一人暮らし高齢者や寝たきり等の高齢者が安心して暮らせるよう、市が主体となり、福祉サービスの充実を図ります。また、家族介護者の負担軽減を図り、家族介護者が心と身体の健康を保ちながら在宅介護を継続できるよう支援します。



基本目標 5

高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり <住まい・社会環境>

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮したまちづくりを推進します。また、認知症等で判断能力が不十分な方も安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進等高齢者の権利擁護、虐待防止を図ります。



基本目標 6

介護サービスの充実<介護>

高齢者が抱える多様で複合的なニーズに対応するとともに、重症化予防に向けて介護予防・日常生活支援総合事業の積極的な活用を目指します。また、介護が必要な高齢者が地域でできる限り自立した生活が継続できるよう、介護保険サービスの計画的な整備、介護サービスの円滑な提供を図ります。また、サービス事業者への指導、福祉人材の育成・支援等サービスの質を高めるとともに、給付の適正化対策に取り組みます。さらに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。

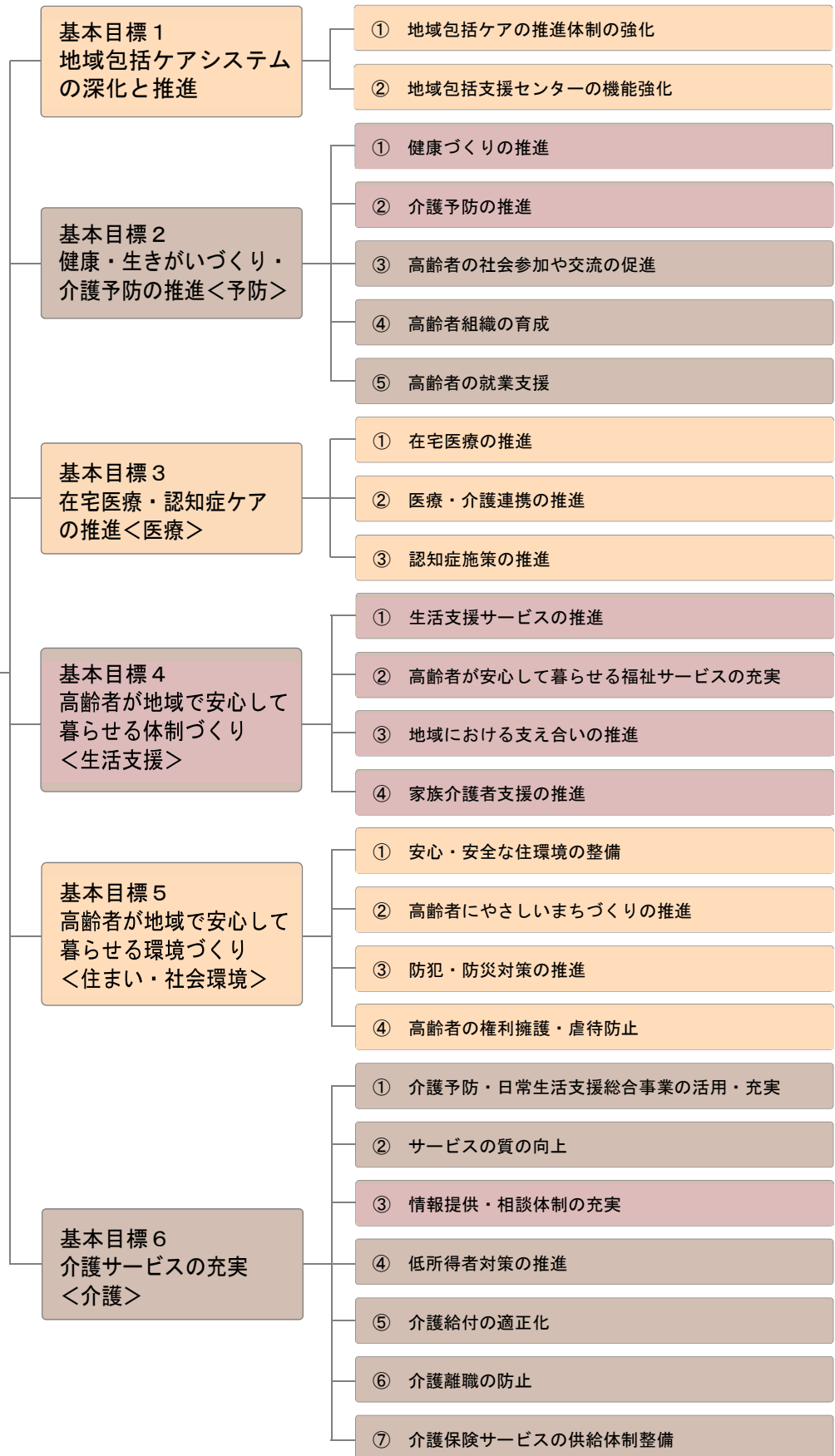
3 計画の体系

〔 基本理念 〕

健康でいきいきと暮らせるやさしいまちをめざして

〔 基本目標 〕

〔 取り組み 〕



IV

介護保険料等の算定

標準給付費の見込み

(単位：千円)

区分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
総給付費	2,911,628	3,007,329	3,108,668	3,354,153
特定入所者介護サービス 費等給付額	83,908	90,085	90,992	98,207
高額介護サービス費等 給付額	65,688	67,002	68,342	74,977
高額医療合算介護 サービス費等給付額	13,416	13,659	13,686	13,868
算定対象審査支払手数料	1,957	1,997	2,037	2,237
標準給付費	3,076,597	3,180,072	3,283,725	3,543,442
第7期標準給付費計	9,540,394			

地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
地域支援事業費	221,561	223,208	225,857	259,655
介護予防・日常生活支援 総合事業費	138,540	139,357	141,168	170,465
包括的支援事業・ 任意事業費	83,021	83,851	84,689	89,190
第7期地域支援事業費計	670,626			

※標準給付費と地域支援事業費を合算したものが総事業費となります。

費用の負担割合

総事業費	標準総給付費 (総事業費の 90%)	保険料 50%	第1号被保険者保険料 (市へ支払い)		第2号被保険者保険料 (医療保険料と共に支払い)	
			23%		27%	
		公費 50%	国		県	市
			調整 交付金 5%	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)
利用者負担 (総事業費の10%※)						

※制度改正により、一定以上所得のある方は2割負担、そのうち特に所得の高い層の割合は平成30年度(2018年度)8月より3割負担となります。

第7期介護保険料

第7期介護保険料基準額（月額）は、以下のように設定します。

保険料基準額
4,650 円 / 月

【 第1号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

区分	対象者	負担割合	基準年額
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の人	0.45 (0.40)※	25,100円 (22,300円)※
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.70	39,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.70	39,000円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.80	44,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	55,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	66,900円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	72,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	83,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	94,800円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80	100,400円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	1.90	106,000円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00	111,600円

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び第1段階から第5段階においては公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いる。

※第1段階の低所得者に対し保険料の軽減をした割合及び金額。



知立市役所 保険健康部 長寿介護課

〒472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地
電話：0566-95-0122（介護保険係）
FAX：0566-83-1141（市役所代表）